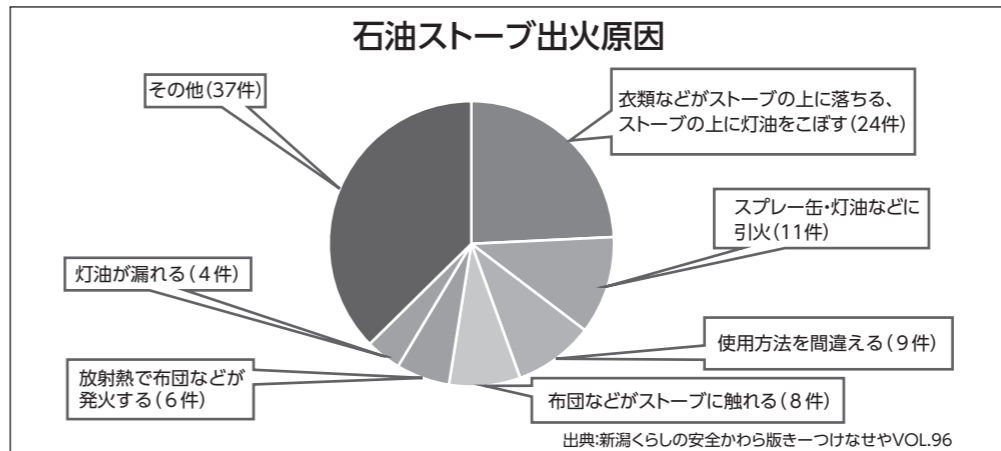


# ストーブの火災事故にご注意!

## 冬期間は火災事故が増加

問い合わせ 市民課生活人権室 53・33363 記事ID 0075177



### 県内の住宅火災の原因はストーブ!

冬を迎え、暖房器具を使用することが多くなりました。在宅時間や使用頻度の増加により、県内でも暖房器具による火災事故が12・1月に多く発生しています。ストーブの種類別では、石油ストーブによる火災がもっとも多く6割を超え、次に電気ストーブが約2割です。また、不注意で火災が発生する事例が多くなっています。

### 火災事例① 反射式石油ストーブ

石油ストーブに給油しようと給油タンクを本体に戻したところ、給油口から灯油が漏れてしまった。消火していなかったため、漏れた灯油が引火し出火した。

干していた衣類などがストーブの上落ちて出火した。



### 火災事例② 電気ストーブ

就寝中に寝返りを打ったところ、足元付近に置いていた衣類、寝具類などが電気ストーブのヒーターに接触し出火した。



### 火事を起こさないためには

- 給油の際は、石油ストーブを必ず消火してから行いましょう。
- 給油後は給油タンクのふたを確実にしめて、灯油が漏れていないか必ず確認しましょう。
- 就寝する時は、ストーブを必ず消して、周囲に可燃物などを置かないようにしましょう。
- 器具に異音や不具合があれば、直ちに使用を中止し、買い替えを検討しましょう。



火の元の確認や小まめな消火は、火災予防の基本だね!



# 「誰か」のことじゃない

## 第75回人権週間(12月4日〜10日)

問い合わせ 市民課生活人権室 53・33363 記事ID 0062187

昭和23年(1948年)12月10日、国連第3回総会において、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言の採択日である12月10日は、「人権デー」と定め、加盟各国に人権尊重思想の普及・高揚のための取り組みを実施するよう呼びかけています。

日本でも人権デーを最終日とする一週間、12月4日から10日までを「人権週間」と定めて、全国的に人権啓発活動を強化しています。

今回で75回目を迎える「人権週間」ですが、いじめや児童虐待、インターネット上の人権侵害、同和問題、感染症や障がいなどを理由とする偏見や差別など、さまざまな人権問題が依然として私たちの社会には存在しています。

さまざまな人権問題の解決には、「誰か」の問題ではなく、自分の問題として、認識を深めることが不可欠です。

この「人権週間」で、職場や学校、地域、家庭などで何気なく過ごしている日常生活を、人権の視点から改めて見直し、考えてみませんか。



市では「人権週間」に合わせて、人権啓発映画上映会を開催します。今回はLGBTがテーマです。

タイトル「カラン」の花

- ・とき 12月10日(日)
- ・上映時間

- ①午前11時〜11時45分
  - ②午後2時〜2時45分
- ※上映時間の30分前から入場できます

- ・ところ 教育情報センター
- ・定員 各回100人(先着順)
- ・その他 入場無料・申し込み不要

## 「人権トピックスー

### 人権三法をご存知ですか?

差別の解消に向け、次の三つの法律が平成28年に施行されています。(記載の法律名は略称)

- 「障害者差別解消法」  
障がいのある人も、ない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を目指しています。
- 「ヘイトスピーチ解消法」  
特定の人種や民族への差別をとおおるヘイトスピーチ(憎悪表現)の抑止、解消を目的としています。
- 「部落差別解消法」  
部落差別の存在を法律で初めて明らかにし、部落差別のない社会の実現を目指しています。

差別のない社会の実現のため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



## 活動しています! 人権擁護委員

法務大臣の委嘱を受けた人権擁護委員20人が、人権相談を受けて問題解決のお手伝いや、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえようとする啓発活動を行っています。

次の期間中、人権擁護委員活動紹介パネル展を開催します。

- とき 12月11日(月)〜18日(月)
- ところ  
マナボデー村上  
1階エントランスホール
- お問い合わせ  
新潟地方法務局村上支局  
53・2390



人権擁護委員 地域の茶の間での活動

消費者ホットライン188  
イメージキャラクター「イヤヤン」



一人で悩まず、まずは相談! 困ったときは、消費者ホットライン「イヤヤ」(局番なしの188)までお電話ください。

『おかしいなあ・・・』と思ったら、迷わずご相談ください

村上市消費生活センター ☎53-2111 (内線2233・2234) FAX53-2541  
※専門の相談員がいます

荒川支所地域振興課 ☎62-3103	朝日支所地域振興課 ☎72-6885
神林支所地域振興課 ☎66-6112	山北支所地域振興課 ☎77-3112